

平成29年度第2回 流山市環境審議会 議事要旨

日 時： 平成29年5月29日（月）14時～16時

場 所： 市役所第2庁舎306会議室

出席委員：

新保國弘会長、金森有子委員、吉永明弘委員、村越弘行委員、岡田啓治委員、栞原芳朗委員、中村悦子委員、和田登志子委員

事務局：

田中環境部長、染谷環境部次長兼環境政策・放射能対策課長  
宮田環境保全係長、林主査、小山内主事

傍聴者：3名

議 題：

- (1) 流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の改正について
- (2) その他

資 料：

資料1 委員からの追加意見と市の考え方

資料2 路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の一部改正の  
要点整理

発言者	要旨
(議題1)	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の改正について
事務局	<p>先ほど市長から、条例改正すべき事項と、改正にあたって留意すべき事項について諮問させていただいたが、この二点について次回の審議会で答申いただきたいと考えている。</p> <p>答申に向け、この二点についてこれまでに皆様からいただいたご意見を踏まえて資料2にまとめている。修正や追加の必要があればご意見をいただきたい。</p> <p>～資料1、資料2について説明～</p>
新保会長	事務局から説明があったが、意見や質問はあるか。
栗原委員	これまでに違反行為はどれだけあり、条例の規制によりどれだけ減ったのか。
事務局	市で毎年度公開している環境白書で、路上喫煙行為に対するパトロール員の指導・勧告の件数を公表している。ただし、年度によってパトロールの巡回数は異なることから、市内全体の違反者数の増減とは比例しない。
新保会長	資料2にある条例改正事項のうち、今回新たに直接罰化しようとしている「ポイ捨て」の対象は、たばこの吸い殻のみを指しているのか。
事務局	対象は条例第2条第2号で定義している「空き缶等」を指しており、たばこの吸い殻以外の缶、瓶等も含んでいる。
金森委員	市が考えているほど条例について周知はされていない。広報に出しても読まない人は多い。直接罰化を施行するまでに、しっかりと周知を行うべき。
事務局	12月議会で議決された後、4月1日を予定している施行までの間に考えうる周知の仕方を検討し、可能な限り周知を行う。
和田(登)委員	条例改正事項には賛成である。なお、これまで市が本条例についてどのような取り組みをしてきて、その結果違反者がなかなか減っていない現状があり、こういった改正を

	<p>する、といったことを示せると、市民の理解はより得られると思う。</p> <p>また、流山市は転入者が多いことから、転入する際に市民にリーフレット等を渡して、本条例に関して市民に守ってほしいことを示すと良い。</p>
事務局	<p>転入者への周知は重要なものと考えているので、検討する。</p>
岡田委員	<p>周知に関してだが、重点区域をいくつか見た限りでは、路上喫煙より自転車放置の禁止の看板の方が目立っているように感じた。</p>
事務局	<p>重点区域の数は当初は少なかったが、駅周辺が整備されてから区域を指定するのでだんだん増えてきた。今はまだ看板や路面シールが少ない場所もあるので、今後は重点区域とわかるように表示を充実させていきたい。</p>
和田（登）委員	<p>重点区域内の過料について強調しすぎると、市内全域で歩行中の喫煙が禁止であるという印象が薄れて逆効果となるおそれがある。市内全域で歩行中の喫煙が禁止されていることは強調したうえで、重点区域内の直接罰化について周知してほしい。</p>
事務局	<p>重点区域だけで守ればよいという誤解が生じないように、しっかりと周知を行う。</p>
新保会長	<p>条例改正にあたって具体的にどのように周知を行うのか。</p>
事務局	<p>広報、ホームページ、ツイッターのほか、駅のデジタルサイネージ、駅ポスターの掲示、路線バスでのポスター掲示、駅前でのキャンペーン活動、自治会等へのチラシ配布等を考えている。</p>
新保会長	<p>周知にあたっては重点区域内だけの話ではなく、重点区域外の禁止事項にも触れるべきと思うが、いかがか。</p>
事務局	<p>周知内容は重点区域内に限定した内容ではなく、市内全域での禁止事項まで示す内容にする予定である。</p> <p>また、重点区域外で特に違反行為が多い場所については、</p>

	看板の設置やパトロールの強化等で個別に対応や周知を行っていく。
栞原委員	看板の設置やパトロールは市内全域でやっているわけではないのか。
事務局	特に苦情が多い場所や、パトロール員が巡視して違反行為が多い場所については、看板の設置や、パトロールの強化をしている。
新保会長	第2条の定義で掲げている用語が第1条の目的に入っていないのはおかしい。また、第2条ではポイ捨ての対象は「空き缶等」となっているが、施行規則の第2号様式では「たばこの吸い殻等」のポイ捨てとなっている。過料を取られる市民のストレスとなるので、齟齬のないようにしなければならない。
事務局	法令の担当部署とも協議しながら齟齬のないように整理して改正する。
栞原委員	市内にたばこの吸い殻がたくさん落ちている場所があるが、市ではどのように対応してきたのか。
事務局	元々はマナーとして呼びかけていたが、条例を制定してルールに切り替えた。また、ポイ捨てが多い場所には看板の設置やパトロールを行ってきた。しかし依然としてポイ捨てが多いので、今回の改正で重点区域内のポイ捨てについて更に厳しくすることとした。
吉永委員	ポイ捨てについて、パトロールで行為を発見した際に、うっかり落とすただけとか、一時的に置いておいただけなどと違反者から主張され、パトロール員と揉める可能性があると思うが、誰が調停するのか。 また、今回の条例改正で直接罰化した後に、例えば5年後に効果が見られなかった場合に間接罰に戻すことは考えているか。
事務局	ポイ捨てについてそのような弁明をされたときの対応は法令の担当部署に確認する。 改正後に間接罰に戻すことは現時点では考えてはいな

	い。
新保会長	犬のふんの放置については直接罰化するのか。
事務局	現状どおり間接罰のままで考えている。
新保会長	パブリックコメントで新旧対照表は施行規則も含めて公表されるか。
事務局	新旧対照表は条例のみ公表する。
新保会長	条例と施行規則は密接に関連している。条例が複雑なだけに、施行規則も含めてわかりやすいものにしてほしい。
事務局	承知した。
栗原委員	直接罰にすることによって抑止効果はどれくらい上がると考えるか。
事務局	県内で直接罰を実施している自治体では、施行後に歩きたばこ等の違反者の割合が半分以下に減っているデータはあるが、地域性のある話なので、予想は難しい。
和田（登）委員	公共の場所だけでなく、市民の協力を得て私有地の塀などに看板を設置できると良い。
事務局	違反行為が多い場所には、私有地の塀等に看板を設置させていただいている。引き続き市民の協力を得ながら周知していきたい。
事務局	今回新たにポイ捨てを直接罰化することを盛り込んだが、これについてご意見を伺いたい。
新保会長	再確認だが、ポイ捨ての直接罰の対象はたばこの吸い殻だけではなく空き缶等も対象ということによいか。
事務局	そのとおりである。
新保会長	どちらを重視しているのかわからないが、たばこの吸い殻に重きを置くのであれば、第2条の定義の「空き缶等」は「たばこの吸い殻等」などに変えるべきである。
和田（登）委員	現状の重点区域は「路上喫煙防止重点区域」なので、空き缶等のポイ捨ても直接罰化するのであれば重点区域の名称を改める必要がある。
金森委員	たばこの吸い殻のポイ捨てだけを直接罰化するのであれば、これまで路上喫煙を中心に議論してきたので賛同はす

	<p>るが、空き缶等のポイ捨てについては議論が不十分であることから、これらを含めて直接罰化することは賛同できない。</p>
吉永委員	<p>たばこの吸い殻のポイ捨ては、路上喫煙行為を伴うのであるから、路上喫煙だけを直接罰化すれば十分ではないか。</p>
事務局	<p>路上喫煙とポイ捨ての両方を直接罰化することで、パトロール員が路上喫煙行為を確認できずにポイ捨て行為のみを確認した場合や、条例対象外である私有地上で路上喫煙をしていた者が道路に出てきて側溝にポイ捨てをするケース等に対応が可能となる。</p>
和田（登）	<p>平成27年度に重点区域を追加指定した際は、あくまで「路上喫煙防止」を念頭に審議会でも検討して追加したものであるし、今回の改正にあたっては空き缶等のポイ捨てについては話題になっておらず、議論が不十分である。</p>
吉永委員	<p>たばこの吸い殻以外のポイ捨てについて、実際に苦情は多く来ているのか。</p>
事務局	<p>市民からのポイ捨ての苦情はたばこの吸い殻のポイ捨てがほとんどである。</p>
吉永委員	<p>路上喫煙とたばこの吸い殻のポイ捨てについては、実際に苦情が多いので直接罰化するのはわかるが、たばこの吸い殻以外については、あまり苦情がない状況で直接罰にはすべきではないのではないか。</p>
事務局	<p>近隣市のうち直接罰で過料を科している自治体は、いずれも路上喫煙だけでなく、たばこの吸い殻以外も含めてポイ捨てを直接罰としているところであるが、各委員のご指摘のとおり、たばこの吸い殻以外のポイ捨てについては議論が不十分であるため、ポイ捨ての直接罰化についてはたばこの吸い殻に限定するなど、再検討することとしたい。</p>
新保会長	<p>何が直接罰の対象行為なのか、ポイ捨ての直接罰の対象となる物は何なのかなど、市民にとってわかりやすい条例にすること。</p>
事務局	<p>承知した。</p>

（議題 2）その他	
事務局	<p>本日までに皆様から頂いたご意見を踏まえて、答申に向けて会長、副会長と調整させていただきたい。</p> <p>次回の審議会は 7 月 3 日午後 2 時に開催する。冒頭で本条例の改正について答申を頂いた後、生物多様性ながれやま戦略についてご意見を頂きたい。</p>
新保会長	他に意見がなければ、本日の審議は以上とする。
閉会	